（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　事業、養育里親及び施設（第三十六条の三十一―第三十九条）」を「第三章　事業、養育里親及び施設（第三十六条の三十一―第三十九条）　国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務（第三十九条の二）」に改める。

第一条の二を第一条の二の七とする。

第一条中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第三項」を「法第六条の三第三項」に改め、同条を第一条の二の六とし、同条の前に次の六条を加える。

第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。

第一条の二　法第六条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練の実施とする。

第一条の二の二　法第六条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。

第一条の二の三　法第六条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

第一条の二の四　法第六条の二第七項に規定する同項に規定する障害児支援利用計画案（以下「障害児支援利用計画案」という。）に係る厚生労働省令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量及び日時並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

法第六条の二第七項に規定する障害児支援利用計画に係る厚生労働省令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

第一条の二の五　法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第三号に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限るものとする。

一　次号及び第三号に掲げる者以外のもの　六月間

二　次号に掲げる者以外のものであつて、次に掲げるもの　一月間

イ　障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ　同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。）との連絡調整を行うことが困難である者

三　通所給付決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があつた者　一月間

第一条の四中「第六条の二第三項」を「第六条の三第三項」に改める。

第一条の五中「第六条の二第四項」を「第六条の三第四項」に改める。

第一条の六中「第六条の二第五項」を「第六条の三第五項」に改める。

第一条の七中「第六条の二第六項」を「第六条の三第六項」に改める。

第一条の八中「第六条の二第七項」を「第六条の三第七項」に改める。

第一条の九中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第一条の二十一中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第一条の三十一第一項中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に、「第三十四条の十九第一項各号」を「第三十四条の二十第一項各号」に改め、同条第二項中「第三十四条の十九第一項各号」を「第三十四条の二十第一項各号」に改める。

第一条の三十二中「第六条の二第九項」を「第六条の三第九項」に改める。

第一条の三十三第一項中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同条第二項中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同項第二号中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改める。

第一条の三十四及び第一条の三十五中「第六条の三第二項」を「第六条の四第二項」に改める。

第六条の七第二項中「第三十四条の四第二項、第三十四条の十三第二項、第三十四条の十六第二項」を「第三十四条の五第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十七第二項」に改め、同条第三項中「第三十四条の四第二項」を「第三十四条の五第二項」に改める。

第十八条の二を第十八条の三十四とし、第十八条の次に次の三十二条を加える。

第十八条の二　法第二十一条の五の三第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一　児童発達支援　次に掲げる費用

イ　食事の提供に要する費用

ロ　日用品費

ハ　その他児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）に負担させることが適当と認められるもの

二　医療型児童発達支援　次に掲げる費用

イ　食事の提供に要する費用

ロ　日用品費

ハ　その他医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

三　放課後等デイサービス　放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第十八条の三　令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第十八条の四　令第二十四条第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号及び第二号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を障害児通所支援負担上限月額（同条に規定する障害児通所支援負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、令第二十四条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。